

海外経済要録

国際機関

◇OECD、70年代の成長目標を策定

さる5月20日から3日間パリで開催されたOECD閣僚理事会は、今後10年間の加盟各国経済成長目標を採択した。その概要次のとおり。

- (1) OECD諸国の国内総生産(GDP)成長目標を、今後10年間(1970~79年)について65%増(年率約5.2%)とする(OECD事務局作成の資料は下表のとおり)。
- (2) 主要国別には、日本は年率10%とOECD平均成長率(約5.2%)のほぼ2倍に当たる高成長を持続、フランスも同6%の高成長を予想。一方、英国の成長率は過去10年間のペース(年率2.7%)を上回るとはいえ、同3.2%と他の主要諸国をかなり下回る見込み。
- (3) 1人当たりGDPでも、日本が2.3倍となるのに対し、英国は3割増にとどまる見通し。

なお、60年代の成長は、OECD閣僚理事会が1961年に策定した長期成長目標(50%)を大幅に上回り、60%(年率4.8%)に達したものと見込まれている。

OECDの長期経済成長見通し(GDPベース)

(単位・年率%、ただし1人当たりGDPは1967年価格)

	1960~69年		1970~79年	
	実績見込 (69年末)	1人当たり (69年末)	実績見込 (79年末)	1人当たり (79年末)
カナダ	4.9	2,740	5.4	3,920
米国	4.2	3,930	4.7	5,200
日本	11.3	1,550	10.0	3,640
フランス	5.6	2,050	6.0	3,370
西ドイツ	4.7	2,280	4.6	3,390
イタリア	5.7	1,360	5.6	2,160
英國	2.7	1,600	3.2	2,060
上記主要7か国	4.8	—	5.3	—
OECD全体	4.8	—	5.2	—
うち E E C	5.2	—	5.2	—

◇第26回エカフェ総会の開催

第26回エカフェ総会は、加盟国27、準加盟国3のほか国際機関代表参加の下に、4月14日から27日まで、バンコックにおいて開催された。

今次総会では、事務局から1969年の一般経済報告のほ

か、「農業開発に関する新戦略」および「域内貿易拡大」に関する報告が提出された。農業開発については、「緑の革命」と呼ばれる最近の新しい発展を今後とも持続させていくのに必要な方策を検討したものであり、また、域内貿易の拡大は、目下エカフェにおける地域協力の主要戦略として取り上げられているもので、いずれも各國から多大の関心を寄せられた。

さらに、本総会では10項目に及ぶ決議を採択し、新たな事業に取り組むこととなった。その内容は次のとおり。

- (1) 本年秋の国連25周年総会記念事業の一環として決議が予定されている「第2次国連開発の10年」については、低開発国の総合的開発戦略として明確な目標を設定することを希望すると同時に、エカフェにおいても、同決議に沿った域内諸国の長期開発戦略を検討し、かつ資金・技術援助を最大限有効に使用するよう努力する。
- (2) エカフェは、「第2次国連開発の10年」の目標達成状況を評価するため、域内加盟国間で定期的に意見交換を行なう。
- (3) エカフェ本部を恒久的にバンコックに置くこととし、事務所の拡張を行なう。
- (4) 米の国際価格安定、貿易拡大、農耕技術改善等の諸問題につき、加盟各国が協力して解決に当たる。
- (5) 内陸国に対しては、運輸面で種々の便宜を与える。
- (6) 船員および港湾職員養成のため、域内小地域ベースの研修センターを設置する。
- (7) 域内貿易拡大のため、加盟国は海運能力の向上に協力する。
- (8) 域内に設立予定のコンピューター・センターに必要な技術者を養成する。
- (9) 適切な人口増加率を実現するため、調査研究、家族計画の普及に関して各國が協力する。
- (10) 行政官育成のための地域行政センターを早期に設立する。

なお明年度の総会はマニラで開催する予定。

米州諸国

◇米国、株式等に対する証拠金率を引下げ

連邦準備制度理事会は5月5日、株式ならびに転換社債に対する証拠金率を、それぞれ65%、50%(従来80%、60%)に引き下げ、翌6日から実施する旨発表した。

同理事会はこの措置の発表にあたり、1968年6月の証拠金率引上げ時に比べると、最近証拠金取引に伴うプロ

一カ年、銀行の融資残高が大幅に減少(68年6月末91億ドル→69年3月末69億ドル)している事実を指摘しているが、市場では最近一段と不振をきわめている株式市場に対する連邦準備制度のところ入れとみる向きが多い。

◇カナダ、公定歩合引下げと第2線準備率引上げ

カナダ銀行は5月11日、公定歩合を8.0%から7.5%に引き下げ(5月12日実施)、同時に特許銀行に対する第2線支払準備率を8.0%から9.0%に引き上げる(実施は7月)旨発表した。

同行のラズミンスキー総裁によれば、①公定歩合の引下げは、最近における同国短期金利の低下傾向(たとえば、3か月ものTB入札レートは、5月7日6.72%、本年1~2月ピーク7.8%)にかんがみ行なわれたものであり、②第2線準備率引上げは、最近の外貨準備累増に伴い、特許銀行の流動性がさらに増大するのを防止するための措置である。

歐州諸国

◇E E C、委員会の定員削減等を決定

E E C理事会は5月11、12日の両日、英国など4か国との加盟交渉に伴う諸問題を討議するとともに、E E C委員会の構成ならびにE E C拡大後の理事会における採決方法につき次のような合意に達した。

(1) 本年7月1日以降、E E C委員会の定員数を現行の14名から9名に削減する(注)(内訳別表)。ただし、英國、アイルランド、デンマーク、ノルウェーの加盟後は再び14名に増員する。

(注) E E C委員会の構成は、1967年7月1日、E E C、E C S C(欧洲石炭鉄鋼共同体)、E U R A T O M(欧洲原子力共同体)の3執行機関が現委員会に統合された際、過渡的に14名とされたが、過渡期間終了後は「欧洲共同体の単一理事会および単一委員会を設立する条約」(1965年4月)に基づき9名とすることになっていた。

(2) 英国等4か国加盟後の拡大されたE E C理事会における採決方法として、次のような特殊多数決制(décision à la majorité qualifiée)を採用する。すなわち、総票数を61票とし、これをフランス、西ドイツ、イタリア、英國各10票、オランダ、ベルギー各5票、アイルランド、デンマーク、ノルウェー各3票、ルクセンブルグ2票に配分、重要案件の議決にはこのうち43票以上を要することとするものである。

(3) 欧州議会の議席数を現在の142議席(フランス、西ドイツ、イタリア各36、オランダ、ベルギー各14、ルクセンブルグ6)から208議席(主要4か国各36、オランダ、ベルギー各14、アイルランド、デンマーク、ノ

ルウェー各10、ルクセンブルグ6)に増員する。

なお、ジャン・レイ現E E C委員長(ベルギー)の任期満了に伴い、さる5月29日、次期委員長にイタリアのフランコ・マリア・マルファッティ郵政相が選出された(任期は7月1日以降4年間)。

E E C委員会の構成

	1970年 6月末まで	1970年7月 1日以降	E E C 拡大後
フ ラ ン ス	3	2	2
西 ド イ ツ	3	2	2
イ タ リ ア	3	2	2
オ ラ ン ダ	2	1	1
ベ ル ギ ー	2	1	1
ルクセンブルグ	1	1	1
英 国	—	—	2
ア イ ル ラ ン ド	—	—	1
デ ン マ ー ク	—	—	1
ノ ル ウ ェ ー	—	—	1
計	14	9	14

◇英國、National Giroと大手賦払信用会社との提携

1. 英国の郵政公社(1969年Post Office Actにより同年10月から国営企業)は4月23日、National Giro(注)とMercantile Credit(大手賦払信用会社)との提携による新たな個人貸出構想を発表、5月1日から業務を開始した。

(注) National Giroは、Post Officeが1968年10月に開始した当座預金による資金振替制度の名称。この制度は西ドイツ、オランダ、スウェーデンなどでは古くから有力な支払手段として発達をみている。

同貸出制度の概要次のとおり。

(1) Mercantile CreditはGiro勘定保有者に対し、審査のうえ個人貸出(最低120ポンド)を行なう。いったん借り入れ実績を作ったあとは、当初借り入れ額が一種のクレジット・ラインとなり、利用者は以後返済額の範囲内で1件50ポンド以上の新規借り入れを行なうことができる。

(2) 金利は月利1.5%。銀行の消費者信用金利より高く、賦払信用会社の金利より低い(注)。

(注) フィナンシャル・タイムズ紙の試算によれば、240ポンドのローンを30ヶ月で割賦返済する場合の金利負担額は、Giro-Mercantile 59ポンド、銀行45ポンド、賦払信用会社69~75ポンドとなっている。

(3) 担保については、利用者が60歳未満の場合、生命保険を充当する扱いが認められている。

(4) 貸付金は、Mercantile CreditがGiroに開設してある同社口座から利用者口座へ直接振り込む。毎月返済

額は、Giro が利用者口座から Mercantile Credit 口座へ振り替える。

(5) Mercantile Credit は、利用者が毎月の要返済額を上回る資金を同社勘定に振り込んだ(預入した)場合、その超過額が10ポンドをこえる部分ないし1ヶ月以上据え置かれる部分に対し、公定歩合並みの金利を支払う。

2. これに対し4大銀行は、5月初め本提携への対抗策として、あいついで次のような消費者信用の拡大ないし条件緩和の方針を打ち出した。

(1) パークレイズは5月5日、同行のクレジット・カード(パークレイ・カード)保有者に対し250ポンドを限度とする貸出を開始する旨発表。

(2) ナショナル・ウェストミンスターは「Giro に引き抜かれそうな顧客に対しては、実質金利年13%、1件当たり200~500ポンドの条件で弾力的に融資するよう」支店長あてに通達。

(3) ミッドランド、ロイズも、現在の個人貸出制度につき若干の条件緩和を図る旨表明。

◇西ドイツ6大経済研究所、景気見通しを発表

西ドイツの6大経済研究所は4月24日、本年の同国経済に関する共同見通しと当面の政策提言を発表した。その要旨は次のとおり。

(1) 景気は、設備投資、個人消費の堅調を主因に拡大を続けており、本年の実質G N P成長率は5.0%と本年当初の政府見通し(4~5%)の上限程度に達する見込みである。この間雇用、設備稼働率とも高水準が続こう。

(2) 物価は本年後半には多少騰勢が鈍化しそうが、引き続き上昇基調をたどるものとみられる。すなわち、G N Pデフレーターは投資財価格の急騰を主因に前年比7%の上昇が見込まれ、消費者物価も前年比4%方上昇しよう。

(3) 対外面では、経常対外余剰が123億マルクとなる見込みであるが、これと同程度の長期資本輸出が予想されるため、総合収支ではほぼ均衡することとなろう。

(4) 政策提言については、次のように対立する二つの意見が並記されている。

イ、当面のインフレ・マインドを除去するためには、増税等財政面からの引締め政策強化、もしくは高利の貯蓄債券発行による購買力凍結、さらに場合によっては、海外からのインフレ要因を除去するためのクローリング・ペッグ制採用等が必要(ハンブルグ世界経済研究所等)。

ロ、現在の物価上昇は過去のブームの余波でやむをえない性格のものであり、先行き設備投資の鎮静化、外需の増勢鈍化が見込まれる現在、これ以上引締め政策を強化するのは不適当(IFO経済研究所等)。

西ドイツ6大経済研究所の経済見通し

(名目、前年比・%)

	1969年 (実績)	1970年 (見込み)	1970年	
			上期	下期
個人消費	10.3	11.5	12.5	11.0
政府消費	11.4	11.0	12.0	10.0
固定資本形成	17.7	20.5	22.0	19.5
うち設備	28.6	20.5	25.0	16.5
建 設	9.7	21.0	19.5	22.0
在庫増減*	(+135)	(+90)	(+110)	(△ 20)
経常対外余剰*	(+152)	(+123)	(+57)	(+66)
輸出 (サービスを含む)	13.8	8.5	10.0	7.0
輸入(〃)	18.8	11.5	12.0	11.5
G N P	11.6	12.0	13.0	11.0
G N P(実質)	8.0	5.0	5.5	4.5
G N Pデフレーター	3.4	7.0	7.0	6.5
うち個人消費	2.5	4.0	3.7	4.0
個人資本形成	4.3	11.5	13.0	10.0

(注) *印は期中実額(億マルク)。

資料: 6大経済研究所、The Economic Situation in the World and in Western Germany in Spring 1970.

◇西ドイツ、本年度経済見通しを改訂

1. 西ドイツ政府は5月21日の閣議において、本年度改訂経済見通しを発表した。改訂見通しによればG N P実質成長率は6.5%(年初見通し4~5%、4月末発表の6大経済研究所見通し<前項参照>5.0%)で、とくに年初の見通しに比べ、個人消費、固定資本形成等が上向きに改訂されている。

2. 今次改訂見通しの内訳は次のとおり(名目、前年比%)。

	(年初見通し)	(改訂見通し)
個人消費	9.5~10.5	12.5
政府消費	9.5~10.5	10.5
固定資本形成	13.0~14.0	19.5
G N P	9.0~10.0	12.5
G N P(実質)	4.0~5.0	6.0
消費者物価 (個人消費デフレーター)	3.0	4.0弱

◇西ドイツ、海外短資取入れ規制措置を決定

1. ブンデスバンクは5月13日の理事会において、金融

機関の海外短資取入れ抑制の補完措置を決定した。概要次のとおり。

(1) 現在最低準備制度の適用を受けていない Pensionsgeschäft^(注)による銀行の対外債務増加額について、今後その増加相当額を当該銀行のブンデスバンク再割引枠からカットする。

(注) Pensionsgeschäftとは、銀行が自行保有の有価証券を買戻し条件付きで売却することにより短期資金を調達する取引をさす。このうち買戻し期日が確定していないものについては、ブンデスバンクの「銀行統計作成上の基準に関する通達」により、バランス・シートの欄外に記入する扱いとなっているが、最低準備制度の適用は受けない(なお、買戻し期日が確定しているものはバランス・シートに記入し、最低準備制度の適用を受ける扱いとなっている)。

(2) 銀行が海外市場で再割引を受けることにより、その手形裏書債務を増加させた場合(この取引も最低準備制度の適用対象外)にも、その増加相当額を再割引枠からカットする。

(3) 短資取入れに関する現行特別準備率の適用を免れるため、今後銀行がさらになんらかの抜け道を利用する場合には、ブンデスバンクは上記措置と同様に再割引枠の削減をもって対処する。

なお、上記(1)、(2)については、本年3月末の残高を基準とし、その後の増加分につき5月末から適用される。

2. 今回の措置は、さる3月公定歩合引上げと同時に実施の金融機関の非居住者債務に対する30%追加準備率適用措置(4月号「要録」参照)の抜け道として、上記形式による短資取入れが増加してきたことにかんがみ実施されたもの。ブンデスバンクのクラーゼン総裁は、「海外短資の追加的取入れを抑制するためのいわば技術的措置であり、新たな景気抑制策ではない。今回の措置の対象となる短資取入れ額は約5億マルク前後と見込まれる」と述べている。

◇フランス、預金準備率を引上げ

フランス銀行は6月1日、市中銀行に対する預金準備率を「要求払い債務」については5.5%から6.5%に、「定期性預金等その他短期債務」については0.5%から1.5%にそれぞれ引き上げ、6月5日から適用することを決定した。なお、「外国コルレス先債務」については、従来同様準備率は課されない。

本措置は外貨流入による国内流動性増加に対処して採られたもので、当局によればこれにより凍結される資金は15億フラン程度である。

◇フランス、本年の経済見通しを改訂

フランス政府は5月28日、昨年10月作成の本年経済見

通しを次表のように改訂した。

フランスの経済見通し

(前年比増加率・%)

	1968年	1969年		1970年	
	実績	当初見通し	実績	当初見通し	改訂見通し
国内総生産	4.2	7.6	8	4.0	6.1
輸入	12.1	12.7	21.4	3.0	5.6
家計消費	4.4	7.1	7.1	3.5	4.6
企業投資	7.0	8.4	10.9	6.0	6.9
輸出	10.5	10.1	17.4	13.6	15.3
消費者物価	4.9	4.1	6.8	4.9	5.1

アジアおよび大洋州諸国

◇フィリピン、支払準備率を引上げ

フィリピン中央銀行は、4月20日、金融機関の支払準備率を下記のとおり2%引き上げる旨発表した。ただし、引上げは5月1日、6月1日、7月1日、8月1日の4回に分け各0.5%ずつである(カッコ内は改訂前)。

商業銀行の当座・貯蓄・定期預金	20%(18%)
貯蓄銀行、開発銀行の貯蓄・定期預金	10%(8%)
農村銀行の当座預金	14%(12%)
貯蓄預金	12%(10%)
定期預金	10%(8%)

また、商業銀行、貯蓄銀行、開発銀行の支払準備のうち、中央銀行預託率を従来の50%から25%に引き下げた(残余は政府証券または手元現金で保有)。ただし、農村銀行については従来どおり1%。

支払準備率の引上げは、同国の外貨危機対策の一環として国内における過剰流動性の吸収を図る見地から実施されたものである。なお、同時に行なわれた中央銀行預託率の引下げは、年初来2度にわたる支払準備率の引上げをみたこともあり、商業銀行等の採算を考慮した措置とみられる。

◇フィリピン、主要輸出4品目に対する公定相場適用を廃止

フィリピン当局は、5月1日、主要輸出4品目に対する公定相場の適用を廃止し、同時に輸出税を新設することを決定した。その概要は次のとおり。

(1) 主要輸出4品目(木材、砂糖、コプラ、銅)については、輸出受取り外貨の全額を自由相場をもって外国為替公認銀行に売却することを義務づける(従来は、外

貨受取り額のうち、80%は公定レート、1ドル当り3.9ペソで中央銀行に集中、残余の20%は自由相場で外国為替公認銀行に売却)。なお、今回の措置により、すべての外国為替取引に対して変動為替相場が適用されることとなった。

(2) 同時に、上記4品目に対し、10%の輸出税(FOB価格を基準に徴収)を新設する。なお、糖みつ、ココナツ油、鉄等の13品目およびその他年間輸出額が5百万米ドル以上の品目についても8%の輸出税を賦課することとした。上記税率は1971年6月末まで適用され、その後3年間にわたりそれぞれ2%ずつ引き下げられることとなっている。

同国では、さる2月21日に変動為替相場制度を採用したが、主要輸出4品目の輸出不振が目だったため、今回、他品目との間の相場適用上の差別を撤回する一方、輸出税の新設によってマネー・サプライの増加抑制、財政収入の増大を図ることとしたものである。

◇第8回インドネシア債権国会議の開催

第8回インドネシア債権国会議は、4月20、21日の両日、オランダのロッテルダムにおいて開催され、米国、英国、西ドイツなど10か国が参加した。

同会議は、最近における同国の経済安定、自立化政策を高く評価する一方、経済開発5ヵ年計画を主軸とする経済開発の推進を助成する見地から、インドネシアに対する援助を一段と強化することに合意をみた。

この結果、本年度(1970年4月～71年3月)の援助額は前年度(コミット額499百万ドル、実行額315百万ドル)を2割方上回る600百万ドルに決定された。これを援助形態別にみると、プロジェクト援助260百万ドル、商品援助200百万ドル、食糧援助140百万ドルと、前年度に比しプロジェクト援助が4割方の著増をみ、総額に占めるシェアも43.3%に上昇している。なお、わが国の援助額は、前年度の120百万ドルに対し140百万ドル(プロジェクト75百万ドル、商品55百万ドル、食糧10百万ドル)である。

◇インドネシアの旧債務繰延べ措置

米国、英国、西ドイツ、日本等9か国は、インドネシアの旧債務繰延べ措置に関し、4月23、24日の両日、パリにおいて会議を開催、スカルノ時代に契約された主要西欧諸国分7億ドルにつき1969年7月に提出されたアブス勧告(旧債務の元本は30年の均等分割返済とし、利子は免除する)を受けて、今回、次のとおり包括的な措置を実施することに合意した。

(1) 対象債権

1966年7月1日以前に契約された、期間180日以上の政府保証付債権の元本および利子。

(2) 返済条件

イ、元本は1970年以降30年間の均等分割返済。利子は1985年以降15年間の均等分割返済とする。

ロ、繰延べに伴う延滞利息は徴求しない。

(3) その他

イ、1980年以降、関係国は、今回決定された返済期間や利子の軽減措置等を再検討することができる。

ロ、インドネシアは、1970～77年に返済期限の到来する元本の一部返済については、さらに1992～99年に繰り延べることができる。ただし、本措置に伴う延滞利息は年利4%とする。

ハ、インドネシアは、本決議に参加していないその他の債権国(主として共産圏諸国債権、12億ドル)に対しても、本決議と同様の条件に基づく繰延べ措置を講ずるよう要請する。

◇豪州、貯蓄銀行の預金・貸出金利を引上げ

豪州準備銀行は、貯蓄銀行の預金・貸出金利を次のとおり引き上げ、4月1日から実施することとした。今回の措置は、最近における同国の景気過熱傾向に対処するため、さる3月における商業銀行の金利引上げに次いで採られたものである。

(1) 個人預金金利(年利・最高)

イ、貯蓄預金

4,000豪ドル以内	3.75%(従来は10,000豪ドルまで3.75%)
------------	----------------------------

4,000豪ドルをこえる部分(注1)	4.25%
--------------------	-------

ロ、通知預金

20,000豪ドル(注2)まで	5.0%(従来は10,000豪ドルまで4.7%)
-----------------	--------------------------

なお、非営利団体預金金利については従来どおり(注3)。

(注1) 今回付利最高限度を従来の10,000豪ドルから20,000豪ドルに引き上げた。

(注2) 通知預金の最低限度は従来どおり500豪ドル。

(注3)

(1) 公益・慈善団体等の貯蓄預金 6,000豪ドル以内	3.75%
6,000豪ドルをこえる部分	2.25%
(2) 公益・慈善団体等の当座預金 6,000豪ドル以内	3.5%
6,000豪ドルをこえる部分	2.0%
(3) 組合・任意団体の貯蓄預金 20,000豪ドルまで	3.75%

(2) 貸出金利(年利・最高)

イ、個人住宅に対する貸出

7.0%(従来6.25%)

ロ、住宅協会に対する貸出

6.75%(6.0%)

(注) 上記各利率は8,500豪ドルまでに適用されるものであって、それをこえる貸出については規制外の扱いとなっている。

共産圏諸国

◇第24回コメコン総会の開催

第24回コメコン総会(コメコンの最高機関、年1回以上加盟国首都で順次開催)は、5月12日からワルシャワで、ソ連のコスイギン首相をはじめ、加盟各国の政府首脳出席の下に開かれ、同14日コミュニケを発表して閉幕した。このコミュニケによれば、今次総会において決定ないしは明らかにされたおもな事項は次のとおり。

- (1) コメコン加盟国の中央計画機関の代表者は、とくに原・燃料問題および技術革新問題を解決するためにコメコンの枠内で組織的に協力すること。
- (2) ブルガリア、ハンガリー、東ドイツ、モンゴル、ポーランド、ソ連、チェコスロバキアの7か国は、第23回コメコン特別総会で決定をみた国際投資銀行の設立協定案に対し、きたる7月10日まで署名を了すること。
- (3) コメコン銀行の業務の改善と拡大、ならびに振替ループルによる多角決済制度の改善に関する覚書きを承認すること。
- (4) 國際社会主義経済問題研究所を設立すること。

以上のように、今次総会での具体的成果として注目されるのは、ルーマニアを除くコメコン加盟7か国が7月10日までに投資銀行設立協定案に署名を了することを決めたことであるが、これにより投資銀行はいよいよ本年内に発足することになるものとみられる。なお同行は、コメコン内の生産の専門化と協同化のための資金、原・燃料基地の拡充資金、その他加盟国の経済開発資金を供与することになっている。

総会開催前なんらかの重要な措置が講じられるのではないかとみられていたコメコンの通貨問題については、コミュニケでは、上記のようにコメコン銀行の業務と多角決済制度の改善に関する覚書きを承認したと発表されたにとどまり、具体的措置は採られなかつた。しかし通貨問題は、今後経済協力を進めていくうえでコメコンにとってきわめて重要な問題であり、いずれ近い将来なんらかの対策を講じなければならないであろう。

◇ソ連、国勢調査の暫定結果を発表

このほど、ソ連中央統計局から本年1月15日全国いっせいに行なわれた国勢調査の暫定結果が発表された。それによれば、本年1月15日現在のソ連の総人口は241.7百万人で、1959年1月15日の前回調査による208.8百万人に比べ32.9百万人、15.8%の増加を示している(下表参照)。総人口のうち都市人口は136百万人と前回調査に比べ36百万人の増加であり、一方農村人口は、前回の108.8百万人から105.7百万人に減少している。こうした都市人口の増加は、主として工業生産の増大と農村における機械化の進展および生産性の向上に伴う農村人口の都市への流入増によるものとされている。

次に総人口に占める男女の比重をみると、男子は46.1%、女子は53.9%で女子の割合がかなり高く、第2次大戦の影響がいまだに解消していないことを示している。

ソ連の人口

(単位・百万人)

	総人口	都市人口	比重 (%)	農村人口	比重 (%)
1959年 1月15日現在	208.8	100.0	48	108.8	52
1970年 1月15日現在	241.7	136.0	56	105.7	44